

J R ひがし 労 仙 台 業 務 部 情 報

2021年2月6日

N O , 0 3 1

J R 東 労 働 組 合 仙 台 地 本 業 務 部

発 行 責 任 者 : 横 山 裕 介

申15号 過半数代表者選出手続きにおける公正公平な選出方法等の実施を求める申し入れ団体交渉②

3項、過半数代表者の選出並びに投票において不正と思われる行為を指摘された場合や不正が発覚した場合は投票を即座に中止し、その事象を掲示するとともに再発防止策を周知してから再投票とすること。

<回答>投票等の厳正な実施については、文書に基づき、指導徹底しているところである。

(組) ある職場では、副区長が真後ろに立って監視されているように感じたという社員の声や本当にこれは公平なのかと疑問に思う社員の声があった。公正な選挙と話をしている中で、疑問に思うようなやり方はあってはならない。お互いに不備なく選挙や投票を行うためにも、何か問題があれば、対策を講じて、すぐさま対処できるようにしてもらいたい。

(会) やり直しが必要であればする。公正公平な選挙をするというのが会社の務めである。社員の方が、威圧されている恐さに受け止めていると思われるのは、そこはコミュニケーションの範疇である。後ろに立たれて「それが投票しづらいですよ」と社員の立場でも言ってもらいたい。会社として、現場に言っているのは、客観的に見て公正公平が保たれるところをお願いしている。そういった意味で現場としては、きちんと投票されている場面を見て、公正公平ですと言い切れる事実が必要である。

(組) メールや電話での投票もあったようで、電話口で誰に入れるのと聞かれたという事実があったが、投票する人の意思を尊重したうえで、手段を選んでいるのか。郵送がベストではないかと思うが。

(会) 休職者や職場に来れない方に対しては、どういう形で投票するか意思確認連絡は必要になる。メールや電話で連絡はしている。本人が「電話で投票します」と言えば、誰に投票するのという話にはなる。箇所として、休職者は全て電話で確認すると仕切れればそうなる。ベストと判断してそういう投票をする箇所もある。

投票の際に不正だと思えることや疑問に思うことがあれば、私達に声を上げてください!

4項、投票箱の設置場所については、立候補者の意見を聞いた上で設置し、投票者が安心して投票出来る状況を作り出すこと。また、投票箱は立候補者の割印により封印すること。

<回答>過半数代表選出にあたっては、労働基準法施行規則第6条の2に基づき、民主的な手続きにより実施しているところである。

(組) 投票期日の前にどのようにやるのかを確認し、意見を言ったが、伝わっていなかった。選挙に限った話ではないが、聞いたことに何かしらの手段で返してもらうことは必要。方法については各職場毎ということだったが、そこだけは統一するということはできないのか。お互いに公平に気持ちよく選挙が出来るのも投票する側も、準備する側も、受けた意見は真摯に受け止めたうえで、対応してもらいたい。

(会) 意見がどこまで反映できるのかというのは難しい。今後も意見を出してもらいたい。職場によって、何が必要なのかというのはある。会社として仕切るのは方法で、来年度の過半数代表者が必要ですよという話を現場にするだけである。あとは現場として、どう判断して行っていくかになる。